

京都市交通局管理規程 2-0（京都市交通局事務処理規程）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 輿三右衛門

第3条第3項の表を次のように改める。

企画総務部	総務課	庶務係長 文書広報係長
	企画課	調査係長 経営計画係長 広告販売促進係長 事業企画係長

第8条総務課の項第10号中「の取りまとめ」を削り、同項第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同条企画課の項第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第9条営業課の項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 小型バス・ジャンボタクシー代替モデル実証実験に関すること。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)